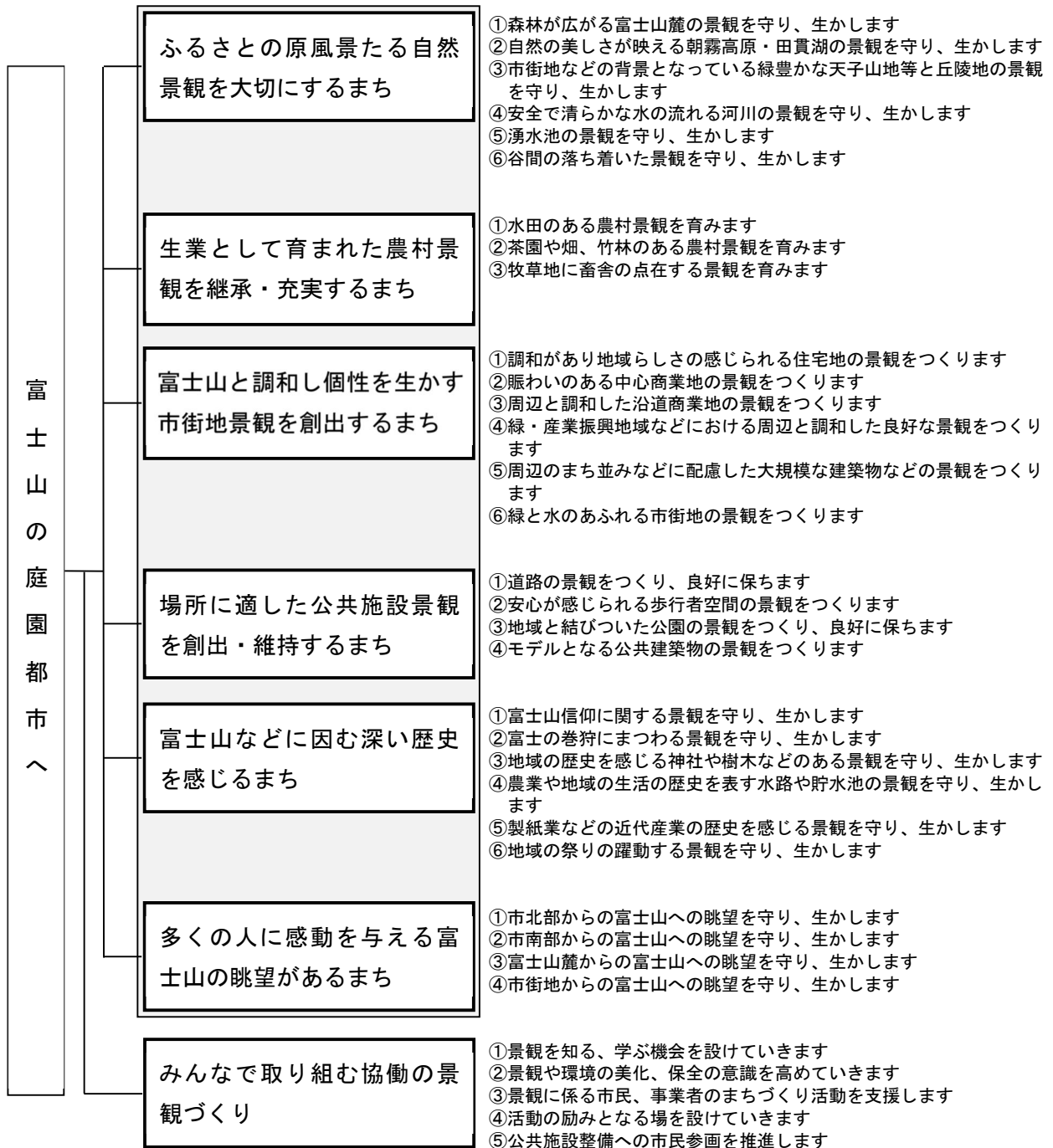


第4章 良好な景観の形成に関する方針

1 市域全域の景観形成基本方針

景観形成の目標の実現に向けて、将来像に描く景観形成の6つの方針に、今後大切となる市民協働の方針を加えて、市民、事業者、行政が共有する“7つの基本方針”として以下に示します。

基本方針の体系



1-1 ふるさとの原風景たる自然景観を大切にすま

①森林が広がる富士山麓の景観を守り、生かします

- ・富士山麓の公有地などは、市民、事業者、行政の協働、周辺自治体の連携による自生種の樹木などの育苗、植樹を進め、彩りのある森林の景観を保全、育成します。
- ・フジアザミなどの高山特有の自然景観の保全に努めます。
- ・富士山麓の人工林は、間伐、除伐などの適切な維持管理を進め、緑豊かな景観を保全、育成します。
- ・市民、事業者、行政の協働、周辺自治体の連携による美化活動や登山客のマナーの啓発などを進め、ごみのない美しい景観を維持します。
- ・富士山麓において必要な土地利用がなされる場合は、建築物の形態や色彩、敷地の緑化などを誘導することにより、自然を主とした富士山麓の景観を保全します。

②自然の美しさが映える朝霧高原・田貫湖の景観を守り、生かします

- ・朝霧高原のススキ草原は、火入れ、刈り取りなど適切な管理を継続し、富士山を背景とした広がりのある景観を保全、育成します。
- ・田貫湖や小田貫湿原は、自然植生の保護、湿原乾燥化の防止などにより、良好な自然を保全します。
- ・田貫湖の人工林は、間伐、除伐などの適切な維持管理を進め、緑豊かな景観を保全、育成します。
- ・観光施設やスポーツ・レクリエーション施設は、周辺の自然と調和した形態や色彩、敷地の緑化を誘導します。
- ・まちづくりのルールが導入されている朝霧高原地区は、ルールを遵守し、文化に根差した広がりのある草原景観を守ります。

③市街地などの背景となっている緑豊かな天子山地等と丘陵地の景観を守り、生かします

- ・天子ヶ岳、白鳥山は市域西部の骨格を形成する優良な自然環境として適切に保全します。
- ・天子山地、羽鮒丘陵、白尾丘陵、明星丘陵、天母山は、人工林の適切な維持管理を進めるとともに、広葉樹林の保全に努め、緑豊かな景観を保全、育成します。
- ・丘陵地において、散策路や広場、案内サインの整備、改良を進め、丘陵地の自然や富士山への眺望を楽しむことのできる空間を充実します。
- ・丘陵地において必要な土地利用がなされる場合は、周囲と調和した建築物の形態や色彩、敷地の緑化などを誘導します。

④安全で清らかな水の流れる河川の景観を守り、生かします

- ・市民、事業者、行政の協働による河川のごみ拾い、草刈りや堆積土砂の除去などの活動、市民のマナーの啓発を拡充し、ごみのない清らかな河川の景観を保全します。
- ・下水道整備などにより家庭排水などの浄化を進め、清流の流れる河川の景観を保全します。
- ・河川改修に際しては、市民生活の安全を確保するほか、河川の特性などに配慮し、周辺と調和した景観を創出します。また、河川沿いの樹林地の保全や並木の整備などにより、四季を感じさせる河川の景観を保全、創出します。
- ・親水護岸、河川沿いの散策路や公園など河川に親しむことのできる空間の整備を進めます。また、小中学校の自然体験学習の場に活用するなど親しみやすい川づくりを進めます。

- 良好な河川の景観が見られる場所では、河川沿いの建築物の形態や色彩などのルールをつくり、河川とまち並みが一体となった良好な景観を創出します。

⑤湧水池の景観を守り、生かします

- 湧水池とその周辺の自然環境の保存に努めるとともに、まちなかなどにおいては周辺の環境整備を行い、水が感じられる景観を保全、創出します。
- 白糸の滝や湧玉池などの観光名所となっている湧水池や猪之頭地区などの湧水群の周辺では、清流を生かした散策路の整備、建物などの景観誘導などにより、富士山麓の自然と潤いの感じられる景観を創出します。
- 淀師地区や大中里地区の潤井川沿い、猪之頭地区や精進川地区の芝川沿いなどにある養鱒施設では、水を生かした地域産業の景観を保全します。

⑥谷間の落ち着いた景観を守り、生かします

- 緑の斜面に囲まれた谷間では、斜面地の保全に努めるとともに、集落の周辺環境の維持により、落ち着いた景観を保全、創出します。
- 谷間を流れる稲子川、稲瀬川は、河川の環境を守り、ふるさと感じることのできる景観を保全します。

1-2 生業として育まれた農村景観を継承・充実するまち

①水田のある農村景観を育みます

- ・白糸、精進川、上野、青木、柚野、稲子地区などでは、優良農地の保全や耕作放棄地の発生防止とともに、農業者や住民の協働による農道や水路などの清掃や手入れに努め、水田の景観を保全します。
- ・静岡棚田等十選に選ばれた棚田をはじめとする稲子、柚野地区の棚田は、美しい水田のある農村景観の重要な要素として保全に取り組みます。
- ・農業生産基盤施設などの整備に際しては、地形や周辺の自然環境に配慮し、周辺との調和を図ります。
- ・集落では、地域のまちづくりを検討する中で、適宜、建築物の形態や色彩、屋敷林の保存や緑化などのルールをつくり、周辺の水田や自然の景観との調和を図ります。また、新たな宅地化に際しては、集落内又は近接する区域に誘導し、農村景観や農業環境に配慮していきます。
- ・湧水や水路、社寺、石造物などの歴史資源、富士山への眺望などを活用して集落の環境整備を行い、地域らしさを創出します。

②茶園や畑、竹林のある農村景観を育みます

- ・明星丘陵上にある高原地区、山本地区の茶園や畑、富士山麓にある粟倉、村山、杉田地区などの茶園や畑では、優良農地の保全や耕作放棄地の発生防止とともに、農業者や住民の協働により農道などの清掃や手入れに努め、茶園や畑の景観を保全します。
- ・農業生産基盤施設などの整備に際しては、地形や周辺の自然環境に配慮し、周辺との調和を図ります。
- ・内房地区にある竹林は、農業者や住民の行動による適切な管理により周辺集落との調和のとれた景観を保全します。
- ・集落では、地域のまちづくりを検討する中で、適宜、建築物の形態や色彩、屋敷林の保存や緑化などのルールをつくり、周辺の茶園や自然の景観との調和を図ります。また、新たな宅地化に際しては、集落内又は近接する区域に誘導し、農村景観や農業環境に配慮していきます。
- ・湧水、社寺、石造物などの歴史資源、富士山への眺望などを活用して集落の環境整備を行い、地域らしさを創出します。

③牧草地に畜舎の点在する景観を育みます

- ・朝霧高原では、良好な牧草地の保全、畜舎や納屋の回りの美化により、牧草地に牛の見られる良好な景観を保全します。
- ・朝霧高原では、畜舎や民家、牧柵などの形態や色彩などのルールづくりなどにより、牧場らしさやもてなしが感じられる景観を創出します。

1-3 富士山と調和し個性を生かす市街地景観を創出するまち

①調和があり地域らしさの感じられる住宅地の景観をつくります

- ・富士山への眺望や周辺の自然に配慮した屋根や壁面の形態、色彩の設計、地形の活用、ヒノキ、スギ、富士山の土石など地場の素材の活用などにより、富士宮らしい住まいの景観をつくります。
- ・庭、玄関や駐車スペース周りの緑化、生垣の設置及び維持管理などを進めて、それぞれの住宅において緑豊かな景観を育てます。
- ・より快適な住環境をつくっていくために、向こう三軒両隣、更には街区、地区の単位で、建築物の形態や色彩、緑の種類や位置などのルールをつくり、調和のとれた落ち着いたあつ景観を育てます。特に、土地区画整理事業などにより開発される住宅地においては、ルールづくりを推進します。
- ・地域にある湧水や河川の自然資源、石造物などの歴史資源、富士山への眺望などを活用して、生活道路や公園、広場の整備、河川改修などを行い、住宅地の核となる魅力的な景観を創出します。

②賑わいのある中心商業地の景観をつくります

- ・まちづくりのルールが導入されている中央・駅前地区、神田地区の商店街は、ルールを遵守し、門前町をイメージしたまち並みを育成していきます。更に、宮町などの商店街にも門前町をイメージしたまち並みづくりを広げていきます。
- ・富士宮駅周辺を中心に景観やユニバーサルデザインに配慮した空間として整備を進め、歩いて楽しめる魅力的な地域を創出していくとともに、建築物や屋外広告物の形態、意匠などを適切に誘導し、本市の玄関口にふさわしい格調高い景観を創出します。
- ・まちなかにある湧水、水路、歴史的な建築物などを活用して、広場や休憩スペース、遊歩道、路地などを整備し、魅力的な景観を創出します。

③周辺と調和した沿道商業地の景観をつくります

- ・一般国道139号、県道富士富士宮線、登山道などの沿道の商業地は、建築物の壁面の位置、形態や色彩、接道部や駐車場の緑化、屋外広告物の規模や高さなどの誘導により、周辺のまち並みや背景となる自然と調和した景観を創出します。

④緑・産業振興地域、産業共生振興地域などにおける周辺と調和した良好な景観をつくります

- ・第6次総合計画に示される緑・産業振興地域や産業共生振興地域などでは、企業の誘致が計画されています。既存あるいは今後整備される工業団地では、宅地造成や道路整備などの方法、緑化、緑地保全、建築物の形態、色彩の誘導などにより、富士山麓の自然と調和した景観を創出します。
- ・都市景観条例の施行前に建設された工場などは、増築や大規模な修繕などの際における建築物の形態、色彩の誘導や緑化の推進などにより、周辺のまち並みや自然と調和した景観を創出します。

⑤周辺のまち並みなどに配慮した大規模な建築物などの景観をつくります

- 大規模な建築物などは、市街地の景観に大きな影響を与えることから、圧迫感を和らげるための壁面位置の後退や壁面デザインの工夫、周辺のまち並みのスカイラインや屋根形状、色彩などとの調和などに一層配慮します。

⑥緑と水のあふれる市街地の景観をつくります

- 敷地の外縁部、玄関、出入口、駐車スペース周り、垣、柵、擁壁などの緑化と維持管理、敷地内の既存樹木の保存などを進めて、緑豊かな景観を育てます。
- 中高木の植栽やベランダ緑化を推進します。
- 舞々木地区の樹林地をはじめ、市街地内に残るまとまりのある樹林地、里山は、その維持管理に努め、良好な緑の景観を保全します。
- 市街地内の湧水池、河川や水路は、周辺の自然環境の保全、親水護岸、散策路や公園など水に親しめる空間の整備を進め、まちなかで潤いを感じられる景観を創出します。

1-4 場所に適した公共施設景観を創出・維持するまち

①道路の景観をつくり、良好に保ちます

- ・沿道の良好な自然、田畑や集落などに配慮し、防護柵や街路灯などの形態や色彩、位置などの工夫、無電柱化や電柱の色彩の工夫などを推進します。
- ・街路樹の植栽を推進し、緑豊かな道路の景観を創出します。更に、道路網の構成に合わせて樹種を選定し、視覚的にわかりやすい道路網を構築します。樹種は市の木、郷土樹木、花の咲く木などを適宜選択し、特色ある並木づくりを図ります。
- ・まちの入口である国道の行政界付近や北山、上井出ICなどにおいて、花木の植栽や維持管理、屋外広告物の整理などを進め、良好な景観を保全します。
- ・市民、事業者、行政の協働によりごみ拾いや草刈、街路樹の維持管理、路面補修などに努め、道路をきれいに保っていきます。
- ・本市を含む富士山広域地域において、観光名所などの案内標識の形態、意匠の統一、体系的な設置により、周囲との調和を進めるとともに、サイクリングルートなどの目的地へ円滑に移動できる環境を整えます。

②安心が感じられる歩行者空間の景観をつくります

- ・段差解消、歩道幅員の確保、休憩スペースの確保などに配慮した歩行者空間の整備を進めます。
- ・公園、親水空間、文化財、公共施設などを結ぶ歩行者ルートを設定し、歩いて楽しい道づくりを推進します。

③地域と結びつけた公園の景観をつくり、良好に保ちます

- ・公園と周辺の道路やまち並みとの連続性の確保や、周辺の林、河川や湧水池、文化財、既存の地形などの活用により、地域の景観と一体となった公園の整備を推進します。
- ・地域の行事の場としての活用、地域の名所となるような四季が感じられる花木の植栽などにより、公園を人々が集まり賑わいを生む場としていきます。
- ・市民、事業者、行政の協働により既存公園の美化、植栽などの維持管理に努めるほか、公園や富士山などへの眺望を良好に保っていきます。

④モデルとなる公共建築物の景観をつくります

- ・官公庁施設や教育施設、コミュニティ施設などの新築、改築、増築などにおいては、建築物の景観のモデルとなるように、建築物の配置、形態、意匠、色彩、植栽などについて、周辺のまち並みや自然などに一層配慮していきます。
- ・小中学校、高校の建築物は、色彩が周辺のまち並みや自然となじんでいないものも見られることから、外壁の塗替えなどの際に色彩を見直します。また、広い敷地に植えられた豊かな緑は、地域の貴重な緑であることから、維持管理に努めます。

1-5 富士山などに因む深い歴史を感じるまち

①富士山信仰に関連する景観を守り、生かします

- ・富士山本宮浅間大社では、境内地に残された遺跡や資源を整備し、富士山信仰を体感できる景観を整備・保全します。
- ・富士山本宮浅間大社の周辺において、門前町をイメージした建築物などの形態や色彩などの誘導により、富士山本宮浅間大社と一体となった歴史的な景観を創出します。
- ・村山浅間神社、山宮浅間神社、人穴浅間神社、人穴富士講遺跡などは、建物や石碑などの歴史資源の保存、周辺の森林や集落景観などの保全などにより、富士山信仰の歴史を感じることのできる景観を保全します。更に、多くの人が訪れる場所として歴史資源周辺の環境整備を進めます。

②富士の巻狩にまつわる景観を守り、生かします

- ・井出家高麗門及び長屋と狩宿の下馬ザクラ、曾我兄弟の隠れ岩、音止の滝、陣馬の滝などの歴史資源を保存し、周辺の環境整備を進め、富士の巻狩にまつわる歴史的な景観を保全します。

③地域の歴史を感じる神社や樹木などのある景観を守り、生かします

- ・各地域にある神社や寺院、巨木や古木、鎮守の杜、石造物、古民家などを保存・活用し、地域の歴史を感じる景観を保全します。

④農業や地域の生活の歴史を表す水路や朝霧高原の牧草地等の文化的な景観を守り、生かします

- ・かんがい用水として整備された北山用水、安居山用水などの水路、渇水時の対策として整備された田貫湖、水久保貯水池の維持管理に努め、農業や地域の生活の歴史を表す景観を保全します。
- ・朝霧高原の茅場と戦後酪農のために作られた牧草地と放牧の景観を保全します。

⑤製紙業などの近代産業の歴史を感じる景観を守り、生かします

- ・大手製紙会社に残るレンガ造りの工場や倉庫などを保存するとともに、敷地外からも見られるように配慮し、本市の近代産業である製紙業の歴史を感じることのできる景観を保全します。
- ・製紙業などの操業を支えた芝川、潤井川沿いなどに立地する明治時代から昭和時代初期頃の発電所や関連施設（しずおか遺産）を保存するとともに、周辺の環境整備を進め、近代産業の歴史を感じることのできる景観を保全します。

⑥地域の祭りの躍動する景観を守り、生かします

- ・各地区で行われている盆行事、神社への奉納相撲、どんど焼きなどの祭りや行事は、地域の文化として継承に努めます。
- ・お山開き、富士山御神火まつり、富士宮まつり、信長公黄葉まつりなどは、本市を代表する祭りとして継承に努めます。

1-6 多くの人に感動を与える富士山の眺望があるまち

①市北部からの富士山への眺望を守り、生かします

- ・白糸の滝、田貫湖など主要な眺望スポットにおいては、最低でも森林限界である標高 2,500m 以上の部分への眺望を建築物や人工林などが遮らないようにし、富士山への眺望を守ります。更に、眺望スポット周辺における電柱の移設や無電柱化、まち並みの形態や色彩などの調和を目指したルールづくり、屋外広告物や電波塔の設置の誘導などにより、富士山をより良く望むことができるようにします。
- ・一般国道 139 号（根原～北山）周辺は、周辺自治体と連携しつつ、電柱や防護柵等の景観への配慮、沿道の建築物や屋外広告物の形態や色彩などの誘導、眺望確保のための人工林の適切な維持管理、駐車スペースの整備などにより、富士山への眺望を楽しむことができますようにします。
- ・道の駅朝霧高原は、森林越しの眺望を保全するため、森林帯手前の土地利用のほか、建築物・工作物、屋外広告物の規模、形態、意匠などを誘導します。また、樹林の繁茂などにより眺望が阻害されないよう、森林の適切な管理を継続します。
- ・狩宿の下馬ザクラは、富士山への眺望を阻害しないよう、建築物・工作物、屋外広告物の規模、形態、意匠などのほか、電柱などの公共公益的施設の配置、色彩などを誘導します。また、眺望範囲内の住宅や倉庫などが目立たなくなるよう、植栽などに必要な措置を行います。

②市南部からの富士山への眺望を守り、生かします

- ・市南部の丘陵地から富士山を眺望した際に、市街地内や富士山麓に立地している大規模な建築物などが目に留まることから、地形、地物に合わせた造成、敷地への高木などの植栽、建築物の外壁などを落ち着いた色彩とする、稜線を遮らない高さにするなどの取り組みにより、富士山への眺望に一層配慮します。
- ・富士山への眺望をゆっくりと楽しむことのできる場所を整備します。
- ・主要な眺望スポットにおいては、最低でも森林限界である標高 2,500m 以上の部分への眺望を建築物や人工林などが遮らないようにし、富士山への眺望を守ります。更に、富士山をより良く望むことができるように眺望スポット周辺における電柱の移設や無電柱化、まち並みの形態や色彩などの調和を目指したルールづくり、屋外広告物の設置の誘導などに取り組みます。

③富士山麓からの富士山への眺望を守り、生かします

- ・一般国道 469 号（北山～村山）、登山道（一般国道 469 号交差点以北）は、周辺自治体と連携しつつ、電柱や防護柵等の景観への配慮、沿道の建築物、屋外広告物の形態、意匠、色彩のルールづくり、眺望確保のための人工林の適切な維持管理、広葉樹への樹種転換、駐車スペースの整備などにより、富士山への眺望を楽しむことができますようにします。

④市街地からの富士山への眺望を守り、生かします

- 富士山本宮浅間大社、潤井川河川敷緑地など主要な眺望スポットにおいては、最低でも森林限界である標高 2,500m以上の部分への眺望を建築物や人工林などが遮らないようにし、富士山への眺望を守ります。更に、富士山をより良く望むことができるように眺望スポット周辺における電柱の移設や無電柱化、まち並みの形態や色彩などの調和を目指したルールづくり、屋外広告物の設置の誘導などに取り組みます。
- まちなか、潤井川や神田川の川沿いなどにおいて、自動車などを停めて、富士山への眺望をゆっくりと楽しむことのできる場所を整備します。
- 市街地から富士山を眺望した際に、市街地内や富士山麓に立地している大規模な建築物などが目に留まることから、地形、地物に合わせた造成、敷地への高木などの植栽、建築物の外壁などを落ち着いた色彩とする、稜線を遮らない高さにするなどの取り組みにより、富士山への眺望に一層配慮します。

1-7 みんなで取り組む協働の景観づくり

ここでは、“景観の将来像”に示す①から⑥までの6つの柱を実現していくため、市民、事業者、行政が協働で取り組むための方針を示します。

景観形成の初段階として、例えば、まち並みにごみがなく清潔であること、また、各建物などに緑や花があって潤いを感じられることなどが大変重要です。これらは市民ひとりひとりの心がけや、地域のコミュニティの活動でできることです。まち全体の景観を向上させる基本として、市民個人や地域の団体、NPO、事業者とその業界団体などの活動を促進することが大切です。

景観は、田畑、住宅、店舗、工場、敷地内の緑などの民有の要素と、道路、河川、コミュニティ施設などの公有の要素が絡み合っており構成されています。景観を良くしていくためには、個別の取り組みだけでなく、市民、事業者、行政が連携して取り組んでいくことが重要です。

取り組みを進める際には、景観の向上のみならず住環境の向上、文化財の保存、地域の活性化なども合わせながら展開し、より良いまちづくりを目指していきます。

①景観を知る、学ぶ機会を設けていきます

- 市の広報紙やホームページなどにより景観に関する情報を発信します。更に、景観やまちづくりに関連したイベントや学習会などを開催します。
- 小学校、中学校における総合的な学習の時間において、景観を含むまちづくりをテーマに取り上げ、市民や事業者の協力を得つつ、まちづくりの学習を推進します。
- 公民館、地域学習センターや交流センターの講座において、自然観察会や歴史探訪、庭木の剪定など景観につながるテーマを取り上げていきます。

②景観や環境の美化、保全の意識を高めていきます

- ごみのポイ捨て防止、敷地の緑化や維持管理、空地の維持管理、河川水質への配慮、道路や河川の美化への参加などの意識を高めるために、広報などによる情報発信、小中学校での環境教育などを推進します。

③景観に係る市民、事業者のまちづくり活動を支援します

- 市民や事業者が主体となったまちづくり活動、地区レベルでのまちづくり活動を推進するために、市と市民団体などとの協働により、情報提供、専門家の派遣による技術面の支援、活動費などの資金面の支援などの体制を整えます。
- 景観上重要な建造物や樹木などの保存などに対し、資金面の支援を推進します。

④活動の励みとなる場を設けていきます

- 優れた景観の建築物や敷地内の緑化などの表彰を定期的に行います。
- 住民による道路や河川の美化、自主的なまち並みのルールづくりなど、良好な景観を保全、創出している活動の表彰を定期的に行います。

⑤公共施設整備への市民参画を推進します

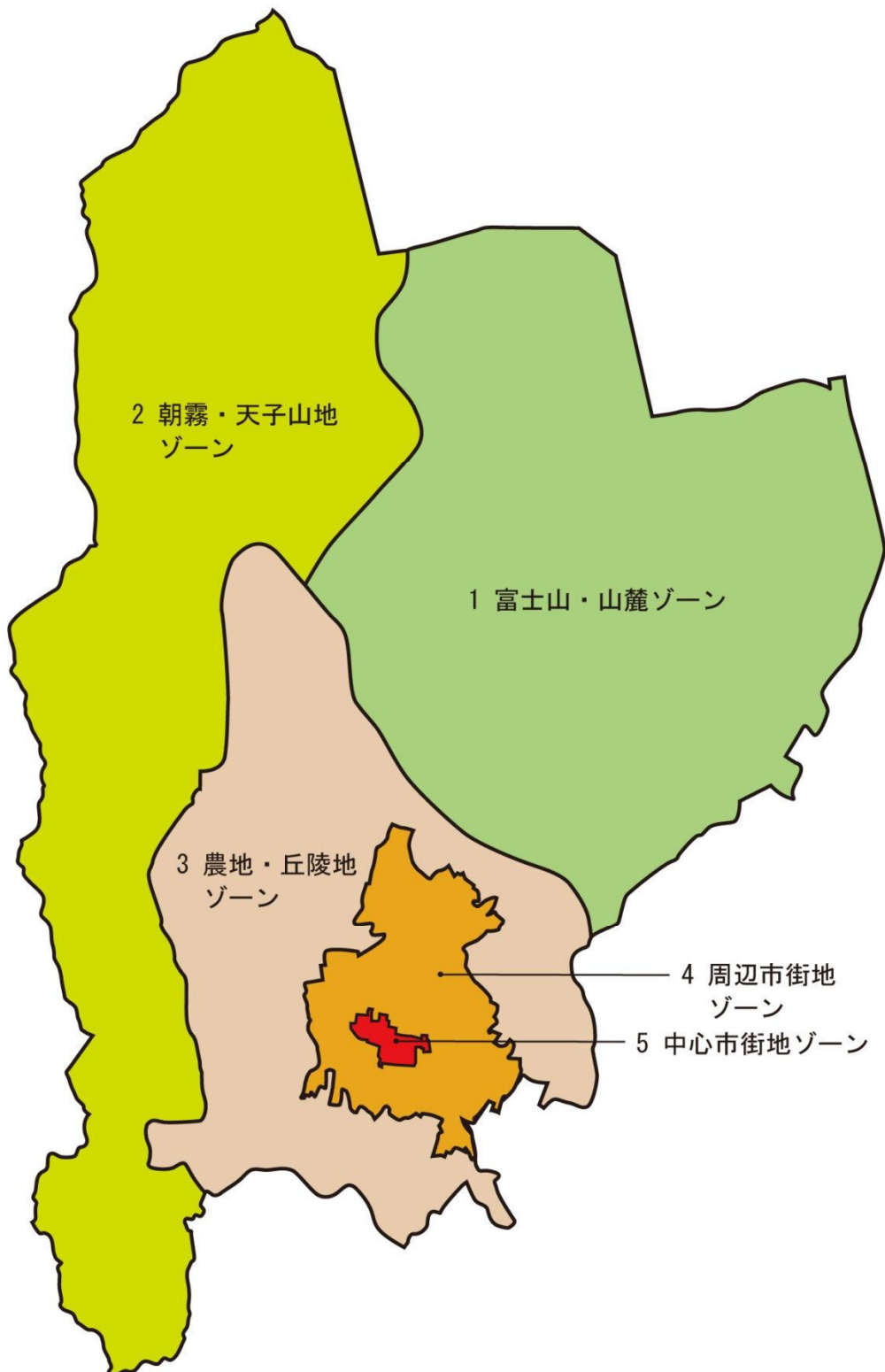
- 市域や地域の各種整備計画の策定、道路や公園、公共建築物などの整備計画の策定に当たっては、市民参画の機会を設け、市民の意見を反映し、市民が良好と思える景観づくりを目指します。
- 整備後の公共施設の維持管理などにおいて、市民、事業者、行政が協力して進めることができる体制を整えます。



2 ゾーン別の景観形成基本方針

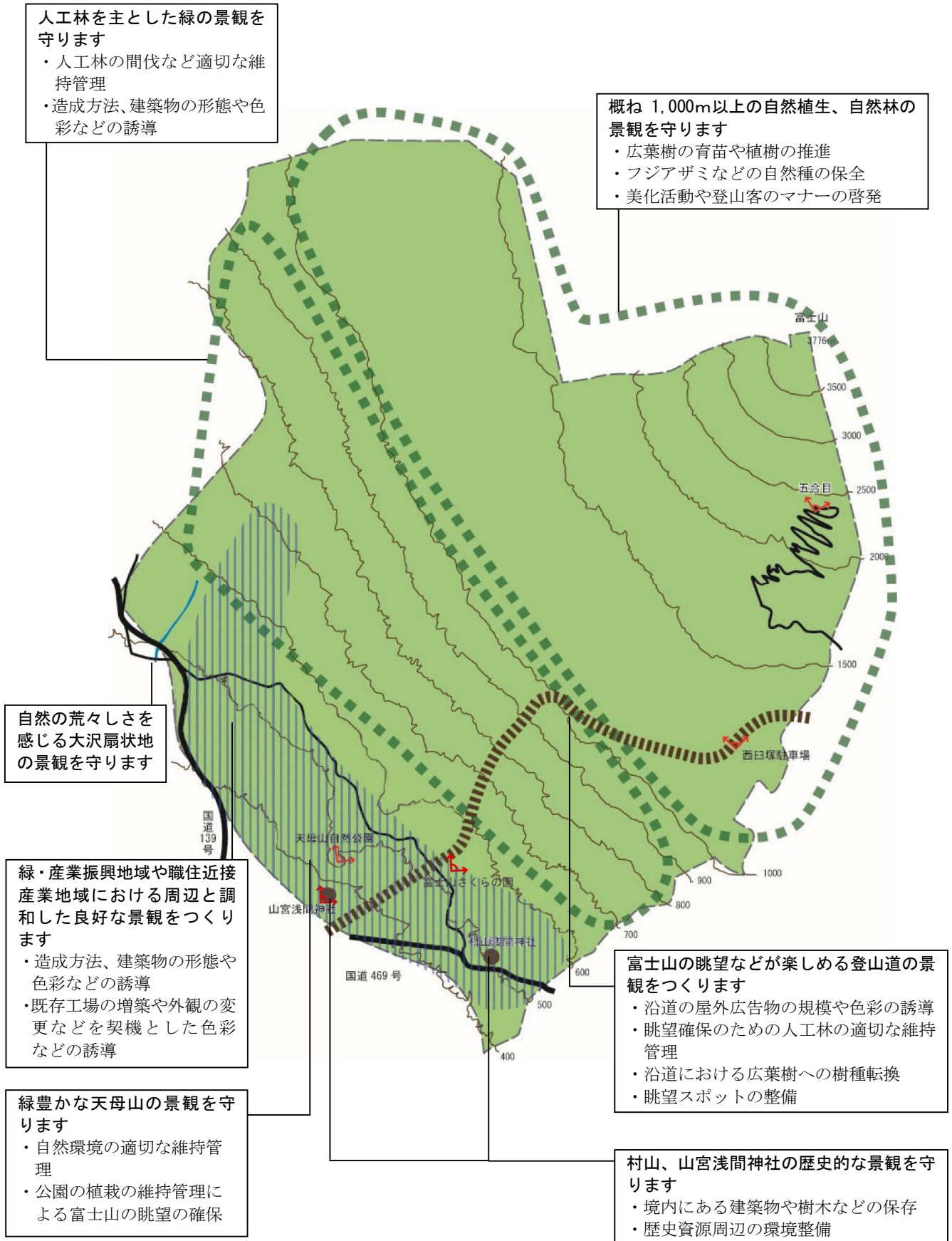
本市の景観は、富士山の印象が強いですが、広大な市域は幾つかの異なる景観的特性を持った地域によって構成されています。例えば、中心市街地のように商業活動の場として賑わいを見せる都市性の高い地域から、郊外に住宅地が形成されている地域、稲作や酪農などが営まれている地域などの対比があげられます。

従って、前章で整理した本市の景観の特性などに基づいて、下図のように5つの景観ゾーンを設定し、各ゾーンの景観形成基本方針を示します。



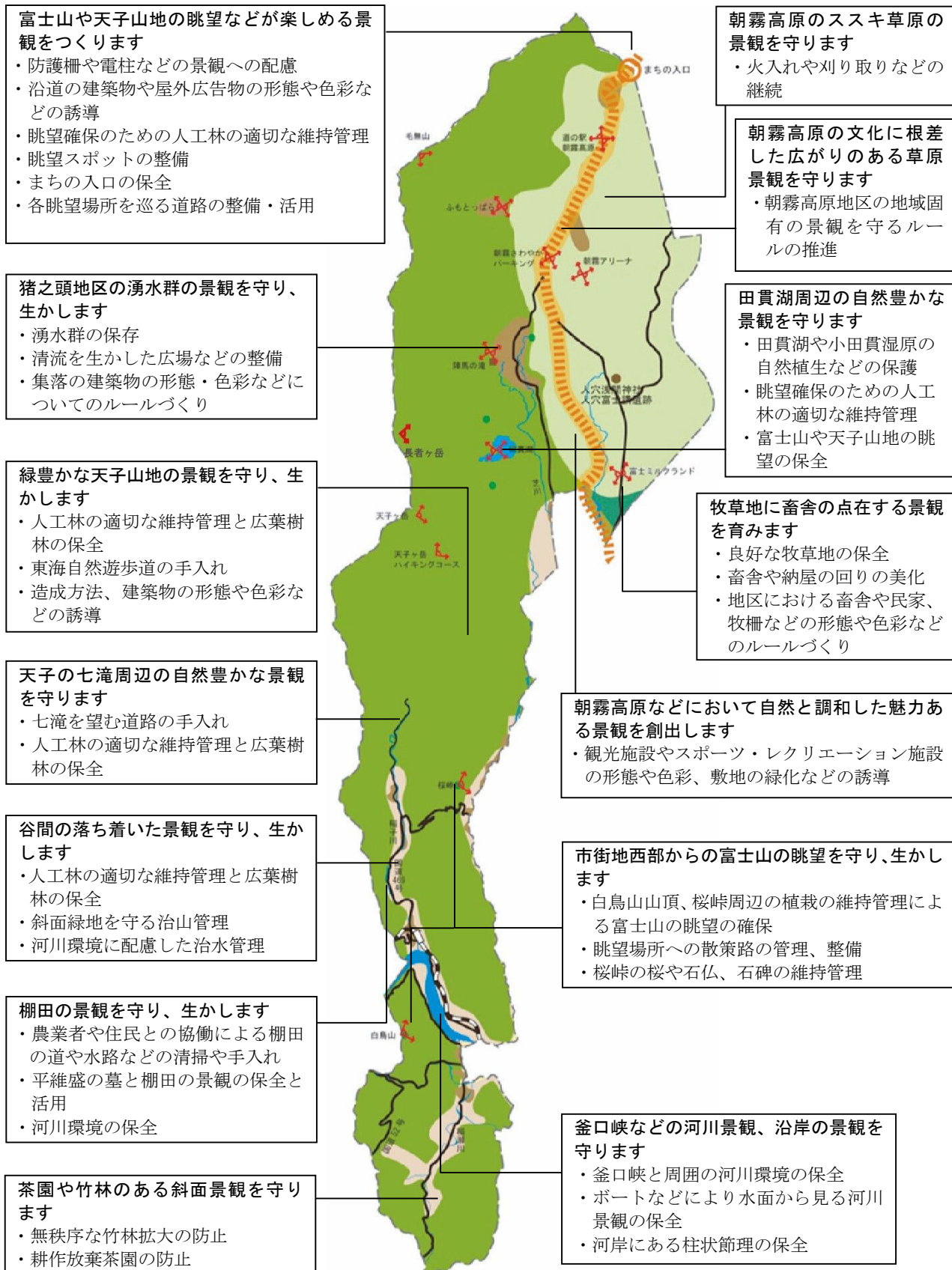
2-1 富士山・山麓ゾーン

富士山麓の自然植生、自然林や人工林からなる雄大な景観、富士山信仰に関わる歴史的な景観を守っていきます。



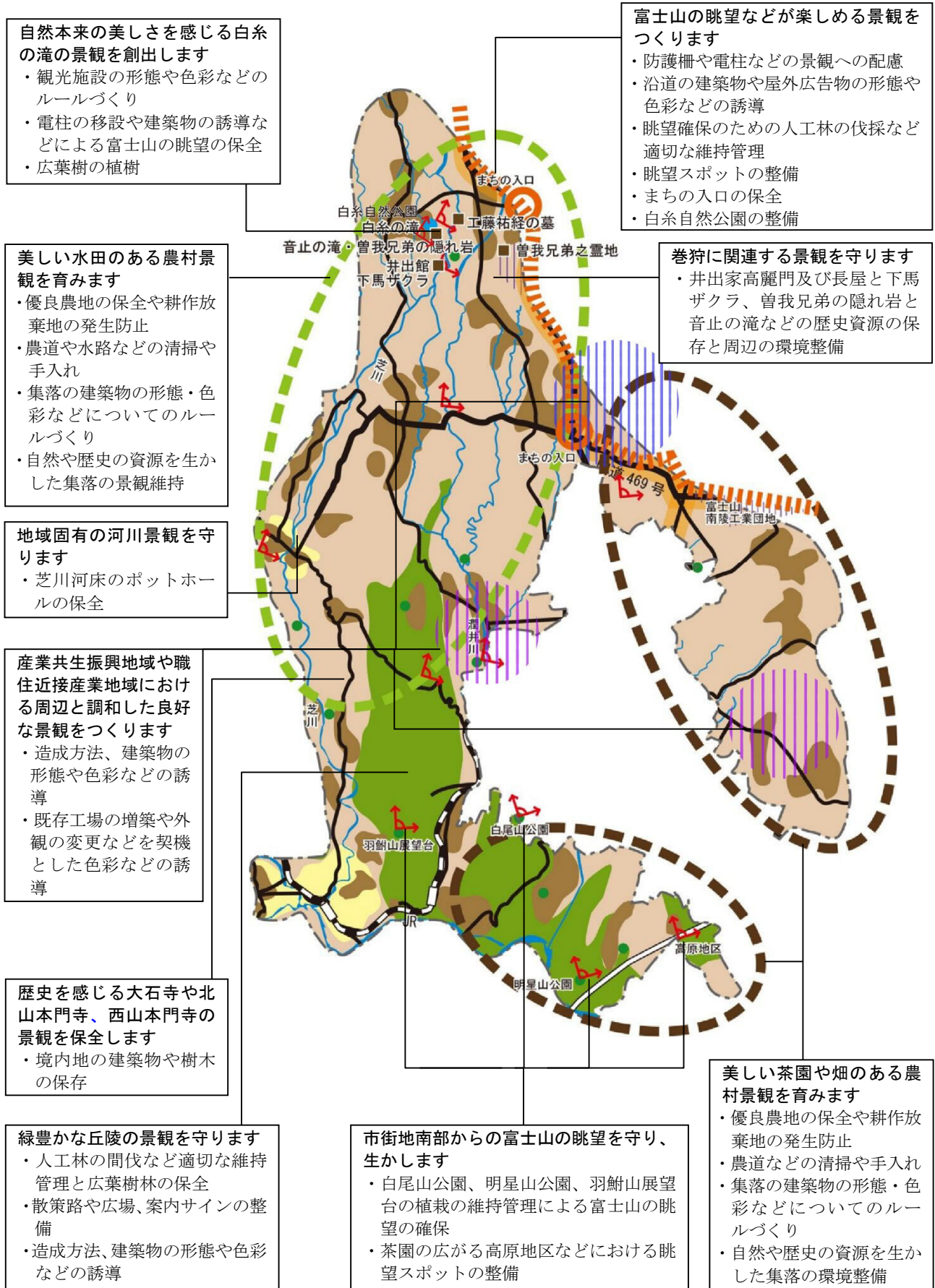
2-2 朝霧・天子山地ゾーン

緑豊かな富士山や天子山地を背景とした朝霧高原や田貫湖の広がりのある景観を守るとともに、市民や観光客が自然や食を楽しんでいる景観をつくっていきます。



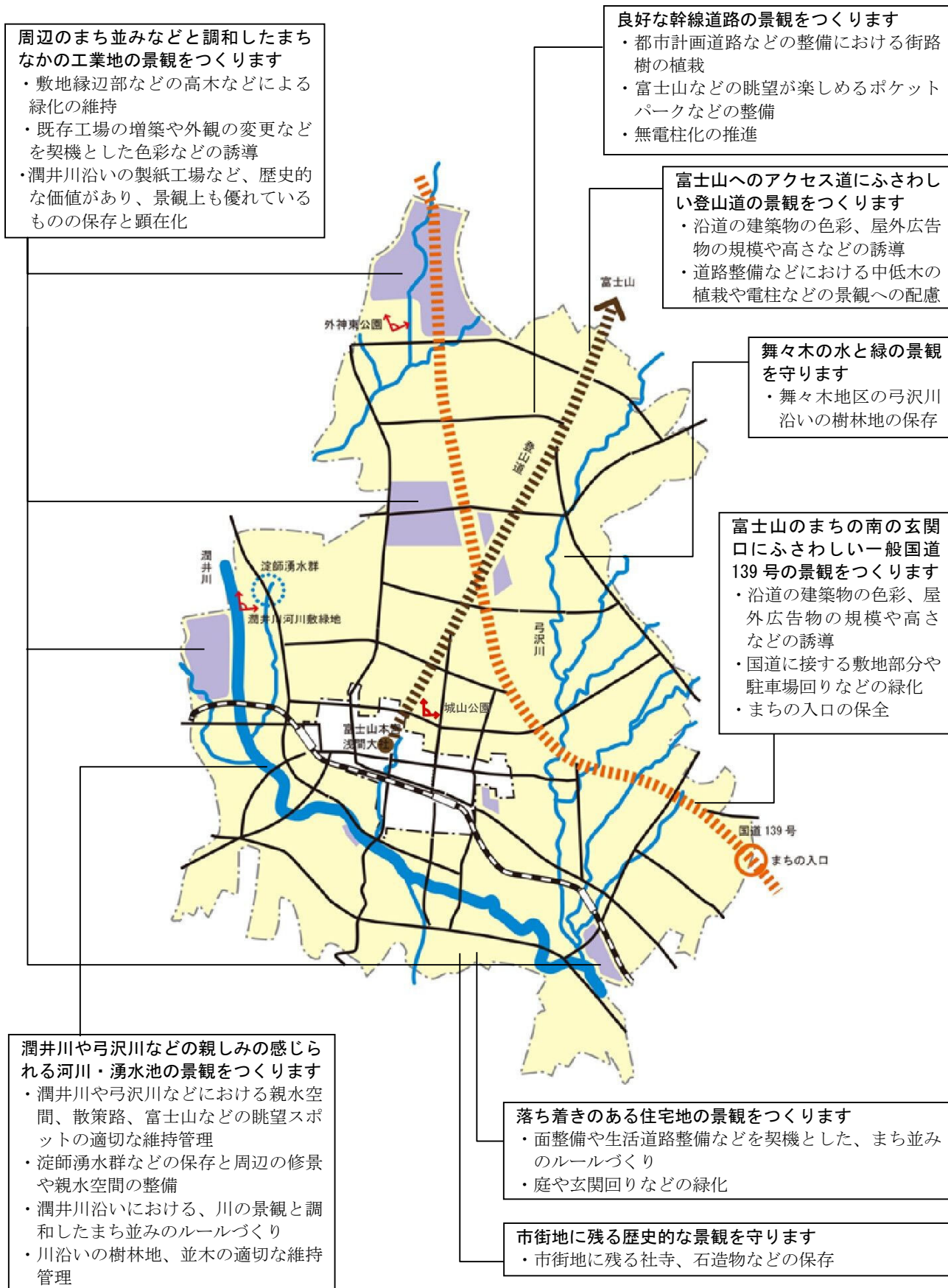
2-3 農地・丘陵地ゾーン

丘陵地や湧水池などの良好な景観や、人々と自然が共生する中で生み出されてきた田畑や集落などの景観を守り、育てていきます。



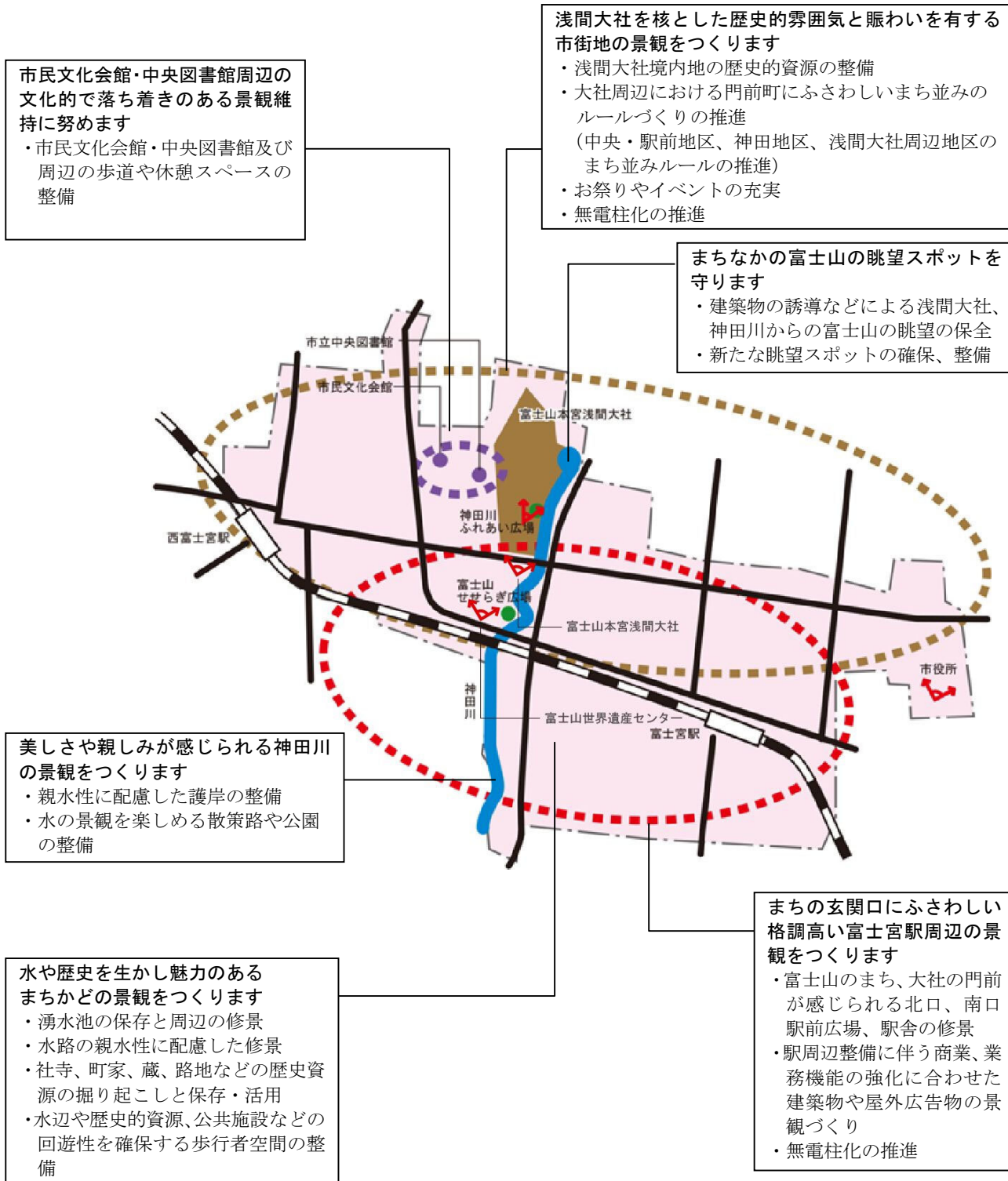
2-4 周辺市街地ゾーン

住、工、商の調和のとれた景観と、水と緑豊かな市街地の景観をつくっていきます。



2-5 中心市街地ゾーン

富士山本宮浅間大社をはじめとする歴史資源や湧水、神田川、水路といった水を生かした魅力あるまちなかに、多くの人が集い賑わう景観をつくっていきます。



3 重点地区の方針

3-1 中央・駅前地区

①景観形成の目標

本地区は、富士山本宮浅間大社を核として発達してきた中心商業地の中にあり、「富士宮駅」と「富士山本宮浅間大社」を結ぶ観光客の経路として、また、今後中心商業地の発展の核として重要な位置にあります。

本市の中心商業地には、富士山を背景に、富士山本宮浅間大社、湧玉池などの豊かな水、市街地を網の目状に通る水路、富士山の裾野扇状地の上に門前町として発展してきた商店街など富士宮固有の自然景観、歴史景観が多く残されています。

しかしながら、社会の発展に伴い、市民の生活は自動車中心の生活となっており、また、一般国道 139 号沿道などへの相次ぐ郊外型の大型店の出店により、中心市街地の求心力は、低下の一途にあります。一方、都市計画道路 3・4・28 西富士宮駅大宝坊線及び 3・5・44 富士宮駅中原線の拡幅整備事業が実施されたことをはじめとして、まちなにぎわいをもたらす整備が進められています。

以上、本地区を取り巻く状況の中で、中央地区については、本市の中心となる交差点を含んだエリアとして「富士門前」の通りづくり、駅前地区については、富士宮駅から門前通りのスタート部分として「富士山と水と緑」のまちづくりを目標とします。

②まち並み景観の形成の方針

- ・富士山本宮浅間大社の門前通りを構成する地区として落ち着いたあるまち並みを実現します。
- ・色彩によるまち並みの統一感を持たせます。
- ・まち並みとしてのスカイラインをつくります。
- ・歩行者に対して圧迫感のないデザインとし、まち並みとしての美観を保ちます。
- ・広告物については、最小限の位置に効果的に配置します。
- ・建物を頂部、中間部、基壇部（1階部分、2階部分）の4つに構成し、個性的なデザインと門前通りとして周辺と調和させる部分とに分けます。

③公共施設景観の形成の方針

- ・富士宮駅から富士山本宮浅間大社へ向かう参道空間をイメージした歩行者空間を形成します。
- ・快適で安全で人にやさしい歩行者空間を創出します。
- ・水や緑などの自然資源を積極的に活用します。
- ・壁面後退用地（都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線の一部）は、道路と一体的に使える歩行者空間とするため、周辺の地盤の高さに配慮します。
- ・歩行者が快適に歩けるような美しい夜間景観を創出します。

3-2 神田地区

①景観形成の目標

本地区は、富士山本宮浅間大社を核として発達してきた本市の中心商業地の中にあり、「富士宮駅」と「富士山本宮浅間大社」を結ぶ観光客の経路として、また、今後の中心商業地の発展の核として重要な位置にあります。

本市の中心市街地には、富士山を背景に、富士山本宮浅間大社、湧玉池などの豊かな水、市街地を網の目状に通る水路、富士山の裾野扇状地の上に門前町として発展してきた商店街など富士宮固有の自然景観、歴史景観が多く残されています。

しかしながら、社会の発展に伴い、市民の生活は自動車中心の生活となっており、また、一般国道139号沿道などへの相次ぐ郊外型の大型店舗の出店により、中心市街地の求心力は低下の一途にあります。一方、都市計画道路3・4・28西富士宮駅大宝坊線の拡幅整備事業が実施されたことをはじめとして、まちににぎわいをもたらす整備が進められています。

以上の本地区を取り巻く状況から、本地区が目指す景観は、これまでに育まれてきた景観を継承しつつ、新たな社会情勢に対応した富士山本宮浅間大社の近代的門前町として優れた賑わいのある景観を、地元住民、商店街の協力のもとに形成していくことを目標とします。

②まち並み景観の形成の方針

- ・近代的門前町として、落ち着いたまち並みを実現します。
- ・商業地としての活力を維持するために、建物のファサードは全体と揃える部分、周辺と調和させる部分、個性的なデザイン（自由なデザイン）とする部分に分けた4つの構成とします。
- ・色彩によりまち並みの統一感を持たせます。
- ・まち並みとしてのスカイラインをつくります。
- ・歩行者に対して圧迫感の無いデザインとし、まち並みとしての美観を保ちます。
- ・広告物等については、最小限の位置に効果的に配置します。

③公共施設景観の形成の方針

- ・富士宮駅から富士山本宮浅間大社へ向かう参道空間をイメージした歩行者空間を形成します。
- ・快適で安全で人にやさしい歩行者空間を創出します。
- ・水や緑などの自然資源を積極的に活用します。
- ・壁面後退用地は、道路と一体的に使える歩行者空間とするため、周辺の地盤の高さに配慮します。
- ・歩行者が快適に歩けるような美しい夜間景観を創出します。

3-3 浅間大社周辺地区

①景観形成の目標

本地区は、富士山を御神体として祀る富士山本宮浅間大社を核として、湧玉池を水源とする神田川が南へ流れ、中心市街地にありながら富士山を望むことができ、歴史文化や水と緑の豊かさを感じる地域固有の景観を形成しています。浅間大社南側には、既存の商店街が位置し、また、神田川の右岸沿いには「富士山世界遺産センター」が立地するなど、多くの観光客や市民が集まる場所です。

以上、本地区を取り巻く状況から、湧水や水路などの既存資源を生かしつつ、市街地の景観を更に高めていくため、浅間大社の神聖な雰囲気に調和し、富士山への良好な眺望を確保したまち並み景観形成を目標とします。

②まち並み景観の形成の方針

- ・視点場からの富士山眺望に対し、建築物、工作物の高さや形態意匠が富士山への眺望を阻害しないように誘導します。
- ・世界遺産の構成資産である富士山本宮浅間大社の周囲や玄関口となる幹線道路沿道においては、建築物の高さを一定程度抑制し、良好な市街地環境の創出を誘導します。
- ・建築物、工作物の色彩は、当該地区が有する浅間大社の歴史的情緒や文化的風土と調和し、趣と落ち着きのあるまち並みとなるように誘導します。

③公共施設景観の形成の方針

- ・富士山本宮浅間大社や神田川は、中心市街地内のアメニティ要素として、有効に活用し、魅力ある空間づくりを進めます。
- ・神田川を軸として、富士山せせらぎ広場から富士山本宮浅間大社へ向う経路は、門前町としての趣を生かしたにぎわいのある参道軸を創出するとともに、快適で安全な人にやさしい歩行者空間の形成と富士山の眺望確保を図ります。
- ・富士山本宮浅間大社や背後の杜、湧玉池、神田川などの自然環境を守るとともにまちなかの湧水や小水路などを生かしたやすらぎの景観づくりを進めます。
- ・公共施設の整備、改良に当たっては、富士山本宮浅間大社を中心とした歴史的景観や富士山への眺望に配慮します。
- ・公共案内サイン等は、必要に応じて効果的に配置し、周辺環境に配慮した統一感のある色彩、デザインとします。
- ・地区内の主要視点場からの富士山の眺望を阻害する電線・電柱類のほか、富士山本宮浅間大社や富士山世界遺産センターの周辺幹線道路沿道における電線・電柱類の整除を目指します。
- ・「富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想」※に沿った整備を目指します。

※富士山信仰の地としてのあるべき姿を広く市民と共有し、まちの再生を図るべく、富士山本宮浅間大社を核として、世界遺産を生かした今後のまちづくりの指標となる基本的な考え方や、ソフト・ハード両面での具体的な施策をまとめたもの。（令和7年3月改定）

3-4 朝霧高原地区

①景観形成の目標

本地区は、一般国道139号沿いなどに牛が放牧された牧草地等の牧歌的な景観やススキの草原が広がり、富士山を背景とした地域固有の景観を有しています。草原と富士山からなる独特な風景は、朝霧高原の冷涼な気候などの条件が生み出した自然景観であるとともに、地域の人々の生業として営まれた畜産業により維持されてきた文化に根差した景観でもあります。

このような景観は、本市を訪れる多くの観光客に楽しまれており、富士山や天子山地のスカイラインを遮るような構造物や人工的な印象を与える構造物の立地を抑制し、現在の優れた景観を維持創出していくことが望まれます。

本地区が目指す景観は、雄大な富士山や天子山地を背景とした朝霧高原の広がりのある景観を地元住民、来訪者の協力のもとに形成していくことを目標とします。

②景観形成の方針

- ・草原景観は地域における人々の生活や生業により形成された文化に根差した景観です。ススキ草原の火入れや牧草地の畜産業などの生活や生業が継続可能な環境を整えます。
- ・朝霧高原の恵まれた自然環境や草原景観を保全するとともに、スポーツ・レクリエーション施設やリゾート施設などの自然と共生し調和する施設や畜産資源を生かした活用を図り、広域的観光産業の拠点を形成します。
- ・農林水産物の生産と連携した観光産業振興を図るとともに、集落地域においては、湧水や地域の歴史、文化資源を生かした環境整備を進めます。
- ・畜舎や民家、牧柵等について、周囲の自然と馴染んだものとします。
- ・屋外広告物や公共サインは、「朝霧地区集約案内サイン ガイドライン」に準じ、富士山の眺望や草原景観と調和したものとします。
- ・電柱や鉄塔等について眺望や自然景観に配慮したものとします。
- ・多くの人が訪れる場所から見える富士山の眺望を保全します。
- ・地域住民との協働などにより、公共的な施設や道路の適切な維持管理を推進し、美しい景観を維持します。

【維持管理について】

- ・草原の維持には、牧草地の維持管理やススキ草原の火入れの継続実施が課題となります。
- ・文化に根差した景観として、牛の放牧などの生活や生業が見える景観も重要です。
- ・沿道の樹林は、安全上及び景観上支障がないよう適切な伐採管理を適宜行います。特に沿道南部は、かつて草原であったことを踏まえた間伐の実施も考えられます。
- ・建築物やその付帯設備、工作物などにおいても、景観の阻害要因とならないよう維持管理を適切に行います。

③公共施設景観の形成の方針

- ・公共施設の整備、改良に当たっては、周辺の良好な自然景観、富士山の眺望などに配慮します。
- ・道路は、眺望や周辺環境に配慮した防護柵等により良好な景観を保全します。
- ・周囲の景観に配慮し、「朝霧地区集約案内サイン ガイドライン」に準じた体系的な案内標識を設置し、公共案内サイン等は必要最小限なものとしします。

4 今後重要と考えられる地域・地区の考え方

今後、中央・駅前地区、神田地区、浅間大社周辺地区、朝霧高原地区のほかに重点地区としていくことを検討していきたい地区があります。

以下の地域においては、景観形成の目標、方針を示し、今後、住民等の意向を踏まえながら、重点地区に指定することを検討していきます。また、これらの他にも良好な景観形成が求められる地区がある場合は、同様の検討プロセスを踏まえて「重点地区」とすることを検討していきます。

4-1 白糸の滝周辺地区

①景観形成の目標

本地区は、富士山を望むことのできる自然環境の中に、白糸の滝や音止の滝のある優れた観光地として、地域固有の景観を有しています。

名勝及び天然記念物として指定されている白糸ノ滝は、富士山麓に湧き出る湧水が地層の分かれ目から湧出し滝となっている荘厳な景観であり、紅葉シーズンをはじめ一年を通じて多くの観光客が訪れています。

白糸ノ滝の本質的価値は、特徴ある地質構造に加え、白糸の滝、音止めの滝と富士山の眺望を加えた風致景観です。その景観を次世代に継承するため適切に維持管理し、「名称及び天然記念物」指定当時の景観を保つことが望まれます。

本地区が目指す景観は、白糸の滝周辺から見る富士山や周囲の緑、滝などの良好な景観を地元住民、来訪者の協力のもとに形成していくことを目標とします。

②景観形成の方針

- 白糸の滝に向かう散策路沿道の建築物等について、高さや屋根形状、色彩やデザインに統一感のある景観とします。
- 白糸の滝の周辺や幹線道路沿いにある建築物等について、富士山や滝周辺の環境に調和したものとします。
- 白糸の滝の周辺や幹線道路沿いにある屋外広告物や公共サインは、富士山の眺望や周辺環境と調和したものとします。
- 電柱や鉄塔等について眺望や自然景観に配慮したものとします。
- 地域住民との協働などにより、公共的な施設や道路の適切な維持管理を推進し、美しい景観を維持します。

③公共施設景観の形成の方針

- 道路からの眺望や周辺環境に配慮した防護柵等により、良好な景観を保全します。
- 公共案内サイン等は必要最小限なものとし、環境に配慮した色彩、デザインとします。
- 眺望を楽しむことができる場所を確保します。

白糸の滝周辺における景観整備

白糸の滝周辺では、市による景観整備が順次進められています。現在は、様々な事業の検討が進められている段階のため、景観整備の完了時期を見据えて重点地区への指定検討を行います。

1. これまでの経緯

- 1936（昭和11）年 名勝及び天然記念物、富士箱根国立公園に指定
- 1988（昭和63）年 第1次保存管理計画策定（来訪者の増加、開発計画に対応）
- 2010（平成22）年 第2次保存管理計画策定（世界文化遺産構成資産候補として管理）
- 2012（平成24）年 整備委員会を組織する（世界文化遺産登録に向けた整備を実施）
- 2012（平成24）年 整備基本計画策定
- 2013（平成25）年 世界文化遺産富士山の構成資産に登録
- 2023（令和5）年 整備基本計画改定

白糸の滝は、1936年に名勝及び天然記念物として指定されてから、来訪者が急激に増加（昭和中期 200万人以上/年）し、白糸の滝や音止の滝を含む指定エリア内の開発が急速に進み、売店が尾根部や滝つぼに乱立しました。市は、1988年の第1次保存管理計画、2010年の第2次保存計画において、周辺の景観を含めた整備・活用の基本方針を定めてきました。

2. 名勝・天然記念物「白糸ノ滝」整備基本計画

2012年に整備基本計画が策定されてからは、滝つぼ周辺の整備が進められ、2011～2017年の間に、滝見橋、河川の自然護岸回復及び、展望場等が整備されました。また、売店集約化事業にも取り組んだことにより、急速に公有地化が進捗し、現在までに、約8割の取得率となっています。白糸ノ滝の玄関口となるエントランス整備として、売店集約事業、エントランス広場整備が2022年に完成しました。

2023年には、整備基本計画が改定され、滝つぼ周辺の整備から、白糸ノ滝と音止の滝に挟まれた尾根部を中心とした景観整備へと進む段階となりました。

3. 今後の景観整備

改定後の整備基本計画では、2023年から15年間を事業期間とし、売店集約化事業の引き続きの推進や、要配慮者の動線確保を含む歩経路の整備、富士山眺望の保全・整備のための景観伐採等を進めていくこととしています。

なお、白糸の滝周辺における実施事業の詳細は、第9章の景観形成の重点方策に記載しています。